

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成21年12月15日(火) 午前10時00分～10時57分
会場 委員会室

1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 3番 杉浦敏和、 4番 北川広人、
5番 鈴木勝彦、 13番 内藤とし子、 16番 神谷 宏、
18番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

7番 杉浦康之

3. 傍聴者

1番 幸前信雄、 8番 内藤皓嗣、 9番 神谷ルミ、
10番 寺田正人、 12番 水野金光、 15番 岡本邦彦、
17番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、教育長、地域協働部長、生活安全GL、
地域政策GL、文化スポーツGL、
福祉部長、介護保険GL、地域福祉GL、保健福祉GL、
保健福祉G主幹、
こども未来部長、子育て施設GL、子育て施設G主幹、こども育成GL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第80号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (2) 議案第81号 調停申立て等について
- (3) 議案第82号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (5) 議案第86号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第9回）
- (7) 議案第90号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- (8) 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (9) 陳情第9号 市町村管理栄養士設置に関する陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、すでに配布されております議案付託表のとおり、議案7件及び陳情2件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

地域協働部長 特にございませぬ。

《質 疑》

(1) 議案第80号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

質 疑 な し

(2) 議案第81号 調停申立て等について

問(13) 総括質疑でも質疑がちょっとありましたが、改めてお聞きをいたしますが、この年の看護職員で不採用になった時期ですね、何名くらいの方が不採用になっているのかお示してください。

答(保健福祉主幹) 本会議の折も御説明をさせていただきましたが、この年、平成10年の採用試験でございますが、10月に行われていた採用試験のほう、合格者は11名ということで確認ができておりますが、実際に受験者数が何名いらっしやったのかということについては確認ができておりません。文書のほうが5年の保存年限ということでございますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

問(13) 文書もないし、不採用になった理由はわからないというお話ですが、修学資金というのは市も採用しようということでお金を貸す、本人も勤める予定で頑張ってるということなんですが、この方は正看の資格はその後とったのかどうか、ちょっとそこをお願いします。

答(保健福祉主幹) 私どものほうは、この方は准看護師の資格はとられたということは確認ができておりますが、正看護師の資格をとられたかどうかというのは当方では確認ができておりません。

問(13) 市も欲しがってたし、本人も勤めるつもりということで、修学資

金を貸したのに、市に採用を断られたというわけですよ。何かこう、大きな非があったのかどうか、資料がないというお話ですので、ちょっとその辺りがわからないということかもしれませんが、もしその点がわかったら教えていただきたいということと、ここに貸与の停止の中で市の看護職員の修学資金の貸与に関する条例、これなくなってますが、以前のこの当時の条例でいうと貸与の停止という点で学業成績が著しく不良となった時というのがあるんですが、これに当てはめたということかなという気がいたしますが、ほかでは別に不採用になるようなあれはないんですが、もしそういうことがわかれば教えていただきたいということと、まずその点を教えていただきたいと思います。

答（保健福祉主幹） まず採用試験で不採用となった件でございますが、本会議でもお答えをさせていただいておりますが、当時の高浜市看護職員採用試験に関します細かい資料というのは残っておりませんが、現在も行われております作文試験、面接試験及び適性試験が実施をされまして、総合的に判断された結果であると思われまます。つまり高浜市立病院が求める看護職員ではなかったということであろうかと思われまます。それから2つ目の御質問、貸与の停止の関係でございますが、高浜市看護職員修学資金の貸与に関する条例第6条の実は第6号、その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる時、高浜市の採用試験に不合格となりましたので、卒業後すぐに高浜市立病院等に看護職員として業務に従事することができなくなりましたので、この第6条の第6号を適用し、貸与の停止をいたしたものでございます。

問（13） 私、実はですね、このお母さんにも本人にも、お母さんとは直接会いましたし、本人とはその後電話でお話をさせていただいたんですが、学業成績が著しく不良となった時とか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる時ってありますが、これは不採用になったからこういうことが言えるわけで、本人はととても著しく成績が悪かったという覚えはないし、頑張ってた。なんで不採用になったか、その当時大変混乱してしまっ、なんでですかということ、よう聞けなかったというお話でしたが、なぜ不採用になったかということがわからない、市のほうはそうやって言われますが、わからないというか客観的な判断ができないわけですよ。そういう面で本当に

成績がどうだったのか、貸与の目的を達成するというその正看の資格もその後、3月に学校が終わって、4月に確か試験を受けるんですが、きちんと正看の資格をとってるということで、そんな言われるあれはないんだけども、不採用になってしまったと。それと不採用になった以前に、正看の資格をとれなかった人が採用されてるということも看護婦が足りない時だからあるっていうようなことを本人は聞いてみえるわけですね。だから自分も当然受かると思ってたと。ところが落ちてしまって、その後みんなこの病院も来年度というか4月になると、採用する方が大体決まってるもんだから、資格はとったけども入るところがなく、ガソリンスタンドで働いたり、皿洗いして働いたりして、とても難儀をしたというお話でした。今は栃木県のほうの独協医科大学というところで頑張ってみえるそうですが、青春時代が大変苦勞しちゃったというお話でしたけども、そういう面で不採用にされた明確な裏づけというんですか、客観的な判断ができないままではとても賛成できませんし、資料がなくて調停に出せるのかという気がいたしますが、どうなんでしょう。

問（保健福祉） 実は今年の10月27日に設定をさせていただきました弁護士による納付相談、こちらに連帯保証人でありますお母様が応じられております。その際に市のほうからもお母様のほうに対しまして、市立病院の採用試験に合格しなかったことと、今回の看護修学資金の返還に関することっていうのは全く異なる事案であるということを説明をさせていただきました、納得をさせていただいております。そうして市は市民の皆様のご税金により貸与させていただきました看護修学資金の返還を、このまま放棄をすることについて市民の皆様の理解を得ることは非常に難しいこと、このままでは平行線をたどり、解決に至ることが見込まれないことも説明をさせていただいております。そこで今回裁判所の調停委員会の仲介によります、話し合いによる解決による調停による方法、それからもう一つ調停に応じられなかった場合には判決による解決を図る訴訟という方法を進める考えであることもお伝えをさせていただいております。お母様のほうもこうしたことを理解をされまして、今回調停という方法に同意をされておるわけです。したがって、私どもとしましても債権管理条例に基づき、現在において債権放棄をすることなく、回収するための方法として今回裁判所という第三者の仲介による調停による解決を図ろうというもの

であります。以上のことから、今回調停の申し立てについて、なにとぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

答（福祉部長）　ちょっと補足をさせていただきたいと思います。今回の件でございますが、修学資金の返還に関しましてはこの方だけではございません。過去におきまして、24名の方が全額返還をされております。条例上、採用されなかった場合、あるいは高浜市立病院に就職をされなかった場合、過去の24名の方々は一括して返還をさせていただいております。今、るる内藤議員おっしゃいましたが、そういう中で当時平成11年の9月において、その家庭事情等を考慮して、分納による返還計画書を受理しているというものでございます。

問（13）　24名の方が返してみえるということなんですが、そういう資料があるってことはほかの資料もあるんじゃないんでしょうか。

答（保健福祉主幹）　修学資金の貸与の関係につきましては、高浜市立病院において文書を保管しておりましたので、貸与いたしました修学資金の情報につきましては、市立病院のほうで書類は持ち合わせております。

意（13）　修学資金の貸与の関係はそうやってあるということなんですが、わかりましたが、修学資金を市のほうも欲しくて、本人も勤めるつもりで正看の資格もとったということで、修学資金を借りてたのに市に採用を断られたということだもんだから、本人は何ら非はないと思うんですよね。正看の資格をとったということは、やっぱり頑張ってるわけですから、そういう点では市が採用を放棄したということでもありますから、市にも責任があるというふうに思われるわけですが、なんにしろそういう客観的に判断する資料がないということは裏づけがないままでは私どもは判断できませんので、この件については反対をいたします。

問（4）　第81号なんですが、ちょっと確認をしたいんですけども、今、内藤とし子委員がいろいろと言われておりましたが、要は修学資金の貸与というのは必ず採用するという名目の中でやられておるわけではないというふうに私は理解しておるんですけども、それでよろしいですか。

答（福祉部長）　御指摘のとおりでございます。総括質疑の時にも私、申し上げておりますので、よろしく申し上げます。

問（４） 債権条例の関係で言うと、今後でもありますね、このような議案が上がってくる可能性というのはまだあるとは思っています。ここで今言ったようなどうして試験に落ちちゃったのかなんとかというような話をする場ではないという気がいたします。ですから、この参考資料の経過の部分を見させていただくとですね、本人は返還計画書を受領しておるという部分があったりですか、一度一回10万円という修学資金の返還もあるという事実に基づいてのことでありますし、連帯保証人の方の調停に対してもお受けしますというお話もあったというような経過の中でのことですので、これあくまで法的な部分の中できちんと処理をしていただくというのが僕は正しいんじゃないかなという気がするんですけども、そのような考え方でよろしいのでしょうかね。その債権管理条例に基づいてのこういう調停の申し立てとかあるいは提訴とかいう部分に関しましては、いかがでしょうか。

答（福祉部長） 先の総括質疑の最初の段階で私、申し上げましたが、あくまでも債権条例にのっとりた手続きで対応するというところでございます。

問（16） 先ほど24名の方があるというお話の中で、高浜市立病院に本来は勤務したいけれども、勤務できなかったという方がこの24名のうちに何名ぐらいおみえになるんですか。

答（保健福祉主幹） 24名の全額返済者の方なんですが、実際にその後、どうされたかというのは十分に把握はできておりませんが、実際にこの24名を見ていきますと、碧南市民病院を初めといたしまして、ほかの病院に就職をされた方、あるいは全く別の職種につかれた方、あるいは看護専門学校を途中で退学をされた方、こういった方が含まれております。

委員長 ただいま、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第18条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

（３）議案第82号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

(4) 議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第8回)

問(3) 補正予算書の53ページ、主要新規事業の防災活動事業の中の全国瞬時警報システム整備工事費の件ですけれども、総括でも質疑がされて説明をされておりますけれども、事業目的の津波や地震などの大規模災害や武力攻撃災害が発生した場合に通信衛星を利用し、国から情報を受信する。受信をしてどのように活用するのかについて今も言いましたように先の総括質疑でも出されておりましたけれども、今一度確認をしたいと思います。それからもう一点ですが、63ページの地域医療振興事業、これにおいて今回の先ほど来、話が出てます調停申し立てにあたり、補正予算として民事調停申立事務弁護士謝礼などを計上をされておりますけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

答(生活安全) 補正予算書53ページの全国瞬時警報システムの関係でございます。国からの情報を受信後、どのように伝えるかという御質問でございます。現在ですね、私どもが持っておる伝達手段、住民の方々に対する伝達手段、こういったものがあるかと申しますと、広報車ですとかそれからサイレン、それから安否メール、それからインターネット、それから電話ですとかそのほかにもテレビ、ラジオといったものもございしますが、こういった媒体を使ってですね、手段を使って伝達をしていきたいということで考えております。

答(保健福祉主幹) 補正予算書63ページ、民事調停申立事務弁護士謝礼37万3,000円の内訳につきまして、御説明をさせていただきます。まず、民事調停の申し立てをするにあたりまして、顧問弁護士への着手金が24万円ございます。これは名古屋弁護士会が定めております弁護士費用一覧を参考に積算をいたしまして、顧問弁護士と協議の上で決定した額であります。また民事調停は原則といたしまして、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所で開催をされますので、栃木県宇都宮市までの出張費を報償金として計上をいたしております。調停の成立には二回から三回程度は委員会を開催する必要があると伺っておりますので、三回分の往復の出張費13万3,000円も合わせて計上いたしております。

問(3) ありがとうございます。同じく、53ページの今、御答弁いただきました全国瞬時警報システムの関係ですけれども、受信をして活用手段、伝達

手段はいろいろありますよと。そういうことですが、あれもこれもという話じゃないと思いますので、こういう方向で進めていくとかそういうものがあるのかどうか、また防災訓練等ですと、アマチュア無線の資格を持ってる方がそれぞれの地域に配置されて、地域での被害状況を把握されて、それを本部のほうに伝達をすると、そんなような活動をされておりますけども、訓練のための訓練になっていないのかそんなこともちょっと懸念をされると思いますけども、そういった部分での今後の活用方法というのか、そういうことも考えておられるのか、これから考えていくのかその辺ありましたら教えていただきたいと思います。

答（生活安全）　まず最初に全国瞬時警報システムの関係でございますけれども、先ほど私が申し上げました現在私どもで使える手段、この中にはですね、やはり瞬時に住民の方に伝えていくという部分ではなかなか現状対応が難しい部分もあるのかなということで、現在そういった住民の方々を含めてですね、災害時の情報伝達システムの検討プロジェクトというものを設けまして、検討を進めておるわけですが、そういった中ではどういった手段があるんだろうということ、同報系のシステムですとかですね、それからメール関係のシステムですとかいろんな方策についての検討、勉強を進めております。ただ、いずれにしてもですね、かなり大きな予算もかかるということもございしますので、具体化に向けてはさらにそういった面での検討も必要であろうなというふうに考えております。それから総合防災訓練等におけるアマチュア無線の活用という件でございますけれども、現在はですね、総合防災訓練の際にはアマチュア無線クラブ、それから四輪駆動車等のクラブ、こういった方々に協力をお願いして、それぞれですね、各会場へ行っていて、防災訓練に御協力をいただいているわけでございますけれども、こちらにつきましては基本的にはクラブの方に配備とか活動場所等はお決めいただいているということがございますので、またもしなんかございましたらクラブのほうと相談をしていきたいというふうに思っております。

意（3）　　どういう形がいいのかという話といざそんなことはあつてはいけないと思いますけども、来るぞ来るぞと言われて10数年たつのかなとそんなふうに思いますが、いざといった時にうまく機能できるような形での協力体制と

いうのかそんなものも見ていただけるといいのかなとそんなふうに思います。
問（１８） 補正予算書の６３ページですけれども、新型インフルエンザ予防接種低所得者等費用助成金、３，１５５万円が計上されております。新規事業でいきますと４ページになりますけれども、まず今回で言います優先接種対象者とはどのような方なのか、お伺いしたいと思います。

答（保健福祉） 優先接種対象者ですが、まず医療従事者、それから妊婦さん、基礎疾患のある方とそれから１歳から高校生に相当する年齢の方、あと６５歳以上の高齢者という方が優先接種の対象者になっております。

問（１８） わかりました。それで今回は国の基本方針に基づきまして、接種費用の全額を免除されるということで、この優先接種対象者１万９，０００人の中の５，１３０人の方が対象になるわけですけれども、この対象者の内訳、人数ですけれども、お伺いします。

答（保健福祉） 今回、高浜市の優先接種対象者の見込み数っていうのは１万９，０００人見込んでおるわけですが、その中で費用助成の対象となります人数のほうですが、まず妊婦及び基礎疾患を有する方については５００名、それから１歳から小学校３年生に相当する小児の方が１，０００人、それから１歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち予防接種が受けられない方の保護者、この方につきましては３００人、小学校４年生から６年生、中学生、高校生に相当する年齢の方が８５０人、６５歳以上の方が２，４８０人ということで５，１３０名の方を軽減対象者として見込んでおります。

問（１８） わかりました。接種開始時期ですけれども、いつごろから接種できるのか。それからこの方たちへの通知といいますか、そういったことについてはどのように考えてみえるのか、お伺いします。

答（保健福祉） まず医療従事者につきましては１０月からすでに接種が始まっております。妊婦さんにつきましては、１１月１６日から接種が開始されておるわけですが、そちらに関する接種スケジュールにつきましては、すでに２回になりますけれども、全世帯配布チラシということで、町内会のほうにお願いをしまして、配布をして周知をさせていただいております。合わせてホームページのほうでも掲載して周知をさせていただいております。

問（１８） わかりました。周知をしていただいておりますけれども、きちっと把

握しないでこういったせつかくの国の基本方針に基づいた助成がされるわけですが、これを知らないまま過ぎてインフルエンザを受けられなかった方、漏れの方についてはどのような対応をされるのか、そのことにつきましてもちょっとお伺いしておきたいと思います。

答（保健福祉） あくまでも今回の新型インフルエンザワクチンの接種というのは予防接種法に基づく法定接種でなくて、あくまでも任意接種ですので、接種を希望される方が受けられるということですので、特に私どものほうで後でフォローをとすることは考えておりませんが、あくまでも県のほうから接種スケジュールが報告されてき次第、できる限り早く住民の皆さんにお知らせをしてまいりたいと考えております。

問（5） 主要新規事業のナンバー1とですね、補正予算書の51、高浜市の未来を描く市民会議のアドバイザーのところでもちょっと質問させていただきまします。私も過日のキックオフ式にも参加をさせていただきました。それでこの質問も総括の時にも詳しく説明をいただきましたけども、確認と復習の意味でもう一度質問させていただきたいと思います。アドバイザーが5、6人を予定していると、あるいは分科会も10の分科会を予定しているということで、総括の時に伺っております。その中でこの間のキックオフの時にですね、高浜市の頭脳と技能とよりすぐれた本当に人がですね、たくさん集まったなど私自身の感想を持っております。その中で私も聞いておりますけど、推薦による募集ですとかあるいは公募で行ったと聞いておりますけども、その推薦による枠をどのような選定で行われたのかの点とですね、アドバイザーのところですね、自治基本条例だとかですね、教育、生涯学習にはアドバイザーが配置されておりますけども、この理由を少しお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答（地域政策） まずどのような推薦ということで行ったかということですが、例えばですね、産業分科会でしたら商工会の方ははずせないだろうとか、そのような各分科会ごとにですね、所管するグループからのこういう人を入れたい、入れてほしい、実際そういうふうで推薦をさせていただいたという経緯がございます。それから教育とかにはアドバイザーが載っているが、ほかのところはということですが、ほかのところについてはまだこれか

ら検討させていただくということでございますので、決してアドバイザーの方がいないよということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（５） 総勢何人ぐらいになるか少し、推薦と公募でわかればお願ひします。

答（地域政策） 今のところですね、市民の方では90名ぐらいですが、実は土曜日の時のシンポジウムを聞いていただいてですね、私も入りたいよというような御意見もありますので、まだこれからふえていくというふうにお願ひしております。

問（５） わかりました。それではですね、第1回が行われて、第2回がこの12月25日という御案内をいただいておりますけども、今後のスケジュールですね、おおむね一年をかけて11月ごろまでにはという話は伺っておりますが、簡単で結構ですので進捗、スケジュールをお聞かせ願ひたいと思ひます。

答（地域政策） 高浜市の未来を描く市民会議ということで、第2回から第3回ぐらいは全体方式で、例えばですね、自治基本条例についてとか、市の財政についてとかといったような勉強会を重ねまして、その後ですね、分科会に分かれていただいて、アドバイザーの方の御意見を聞きながらテーマごとの検討を進めていただく、そのようにお願ひしております。分科会につきましては随時開催して、お互いの分科会の進捗状況の発表ですとか進捗状況などを調整していくというようなことをお願ひしております。

問（５） 補正予算書の71ページの要保護および準要保護児童、生徒就学援助費、このですね、要保護及び準要保護児、者というのはどういうものか少し御説明願ひたいと思ひます。

答（学校経営） まず要保護者でございますけども、これにつきましては生活保護法の第6条第2項に規定いたします保護を必要とする状態にある者をいいます。それに対しまして準要保護者というのは、要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者、具体的には生活保護法に基づく保護の停止あるいは廃止の措置を受けた者、それから市民税でありますとか個人事業税、固定資産税、国民年金保険料、国保税の減免を受けた者、それと児童扶養手当の支給がされた者等を指しております。

答（５） 説明の時にこういう時世でですね、こういう人たちが非常に増加傾

向にあるということですが、その増加の人数等がわかりましたら、お願いしたいと思います。

答（学校経営） 現時点で当初予算の積算当時と比較しまして、小学校で33名、中学校で20名ほど当初見込みよりも増加しておるという現状でございます。

問（5） こういう生活保護ですとか非常に生活に困窮されてる家庭ということですので、金銭的な支援、物質的な支援ということですが、当然学校側としても心のケアも僕は必要な制度じゃないかなと思うんですけども、合わせてこういうことやっておられるのか、そこら辺ちょっとお願いしたいと。

答（学校経営主幹） 心のケアですけれども、学校にはカウンセラー等おりますので、そういったカウンセラーが対応しております。

問（13） 61ページの保育サービス費の関係で補助金のところに民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金というのは、59万1,000円載ってますが、これの内容と人数と教えてください。

答（子育て施設） 民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金ということで、こちらは高浜市の補助金交付要綱に基づきまして、民間において産休があった場合、その人件費を補助するというものでありますのでよろしく申し上げます。なお、人数的には1名となっております。

問（13） どの保育園、これは産休のほうですか。

答（子育て施設） 具体的には高浜南部保育園で1名となっております。

問（13） 民間保育所ということになりますと、補助金を出すのは翼とかよしいけなんかも入るわけでしょうか。

答（子育て施設） もちろん対象となります。

（5）議案第86号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

質 疑 な し

（6）議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第9回）

質 疑 な し

(7) 議案第90号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第3回)

質 疑 な し

(8) 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(4) 私はこの陳情に対しまして反対としての意見を言わせていただきます。まずもってこの手の陳情を提出するということは、本来でしたらそれぞれの自治体の施策とか取り組み、そういったものをしっかりと認識をしていただいて出すべきだというふうに思います。まずその部分を言わせていただいて、そしてまた当市の取り組み、そういったものをしっかりと話をさせていただいて反対をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。この陳情事項の(2)の1の部分ですね、介護保険についてであります。当市の第4期介護保険料は、従前6段階の所得段階であったものを、住民税世帯課税の方のうち、本人非課税で課税年金収入が80万円以下の方の保険料率を1.0から0.85に引き下げる等により9段階制となっております。また、住民税世帯非課税で、課税年金収入が80万円以下の方の保険料率は、第3期介護保険料設定の際に、保険料率が0.75から0.5に引き下げられており、低所得者対策は制度の枠組みの中で既に講じられておるといふことがあります。また要介護認定の見直しにかかる対応についても、高浜市独自の調査の手引きを本人、家族に交付して、介護保険制度施行当初から二部複写の調査票を活用するなど、他市では行っていない対応を講じておるといふところで、十分に対応はできておるといふふうに思われます。続きまして、(2)の4の障害者施策の充実についての陳情の部分に関しましては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額を合算した額を月額上限負担額として、負担の軽減を図っておりますし、ケアホーム、グループホームの建設設置などに対しても社会福祉法人が行った場合には、その一部を助成する制度を設けるなど事業所への支援も行

い、それによって利用者負担の軽減を行っておることがございます。そしてこれは考え方でありますけども、障害福祉サービス、地域生活支援事業などの質の向上を図るため、または安定的に継続する上においては、介護保険や医療保険と同様にサービス利用に応じた利用者の一定の負担は自立支援の考えも含めて、必要であると考えられることも重ねて申し上げたいと思っております。このような当市の取り組み等を知った上で、本当に足りない部分に対する陳情をすべきであって、この陳情の仕方、姿勢が理解できないというのが本音でございます。よって反対とさせていただきます。

意（18） 私も反対とさせていただきます。財源の確保のこと、それから税の公平性、そして受益と負担の考え方、こういったことをずっと考えていきますと、この内容の中でこれは何とか賛成できるというものなかなか見つかりませんでした。一点だけ強いて言わせていただくとするならばですね、（3）の②ですけれども、妊婦健診の助成金を拡充してくださいとありますけれども、既に今14回助成しておりますので、十分ではないかと思えます。以上の点から反対です。

意（16） 私も反対でございます。ということは1の3ですね、行政サービス制限条例は導入しないでくださいということになっておりますけれども、当然行政サービスはある程度の制限は必要だと私は思っておりますので、これについては反対いたします。

意（13） 私は賛成の立場です。どれも大変必要な要望、陳情だと思いますので、先ほど介護保険などについても9段階にしたからというようなお話も出ましたが、9段階で本当に、ふやしたからという全体の水準に合ってるかというところだけでは言えないと思えますし、特に子育て支援などについては、公明党さんが前に言ってみえたヒブワクチンの問題も入ってますし、この陳情には賛成をいたします。

（9）陳情第9号 市町村管理栄養士設置に関する陳情

意（3） 陳情第9号の内容ですけれども、反対の立場で意見を申し上げます。陳情の中身の内容の中で、住民の健康問題が複雑かつ多様化している現代社会

においては、生活習慣病予防や介護予防、食育の推進が喫緊の課題となっております。そんなことでそれぞれ要望事項が出ておりますけども、高浜市では既に正規職員の管理栄養士が次世代育成に関わる部門に配置をされ、広報等でもいろいろピーアールされておりますけども、カワラッキーを用いた食育推進活動など非常に熱心な取り組みが行われております。またこの管理栄養士と保健福祉グループの保健師が連携を取りながら、栄養相談を実施するなど生活習慣病の予防にもかかわっていると思います。以上のことから本市の場合は既に管理栄養士が配置され、陳情書記載の課題が改善されていることから、この陳情には反対をするものであります。

意（１８） 健康な生活を送っていくためには栄養、そして食生活の改善というのはとても重要だと思っております。そういった点では管理栄養士の役割が大きいわけですがけれども、陳情の中身見させていただきまして、１から４までそれぞれの部門に配置をとということでございますけれども、高浜市の場合は既に基準を満たしている、充足率は達成していると伺っておりますので、反対とさせていただきます。

意（１６） 私も反対でございます。ということは先ほども話がありましたように、管理栄養士は既に配置されておることですので、反対いたします。

意（１３） 私は賛成の立場から発言させていただきます。この陳情を見ますと、管理栄養士が大変大きな役割を果たすというのは、皆さん御案内だと思うんですが、この陳情では保健衛生部門に、それから国民健康保険部門に、介護予防部門に、次世代育成部門にということで、配置をしてくださいということで、陳情が出ておりますが、やはりいろんな部門で管理栄養士がいて、お互いに連携をとっていくというのが、大変いいことだと思いますので、この陳情には賛成いたします。

《採 決》

（１）議案第８０号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により可決

(2) 議案第81号 調停申立て等について

挙手多数により可決

(3) 議案第82号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手全員により可決

(4) 議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第8回)

挙手全員により可決

(5) 議案第86号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により可決

(6) 議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第9回)

挙手全員により可決

(7) 議案第90号 平成21年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第3回)

挙手全員により可決

(8) 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第9号 市町村管理栄養士設置に関する陳情
挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時57分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長